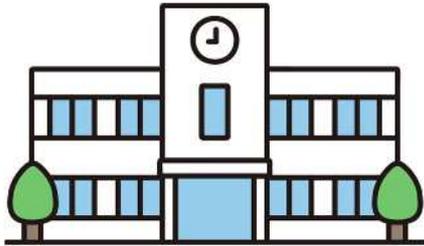


# 多子世帯でも 義務と基準

守らないと免除が止まります！



日本学生支援機構（以下 JASSO）給付奨学金の支給の有無に関わらず、高等教育の修学支援制度による授業料等減免認定効力（以下 減免）を受けている学部生は全員「給付奨学生」となります。減免を継続させるためには、JASSO や大学が行う調査への報告義務を果たし、基準を満たしている必要があります。

## 報告の義務

- ✓ 給付奨学生には年間で報告が2つある（下表参照）
- ✓ 在籍報告は後期からの支援区分判定に利用
- ✓ 学修意欲調査は適格認定（学業）に利用



本制度の申請者は  
学生のあなた自身です。  
責任をもって義務を  
果たしてください！！

時期	報告	内容
4月	在籍報告	【学生⇒JASSO】 大学に在籍していること、家族情報等を報告
12月 ～2月	学修意欲調査	【学生⇒大学】 学修意欲を大学へ報告

## 免除を受けるための基準

### ◆家計（収入と資産）の基準【給付奨学金支給がある場合】

- ✓ 収入基準は提出済のマイナンバーから毎年10月に確認
- ✓ 資産基準は在籍報告から確認

### ◆多子世帯基準【多子世帯の場合】

- ✓ アルバイト収入が一定額を超えると扶養が外れる
- ✓ 多子世帯基準は提出済のマイナンバーと在籍報告から確認

### ◆学力基準【全員】

- ✓ 学力基準は適格認定（学業）で確認⇒詳細は裏面（P2）で確認！！

免除を受ける学生



※免除を受ける学生自身が親の扶養から外れると、たとえ多子世帯基準を満たしていたとしても、多子世帯による免除を受けられなくなります。  
※103万円の基準額は法改正等により変わる場合があります。

# 多子世帯免除の学生も関係あり！

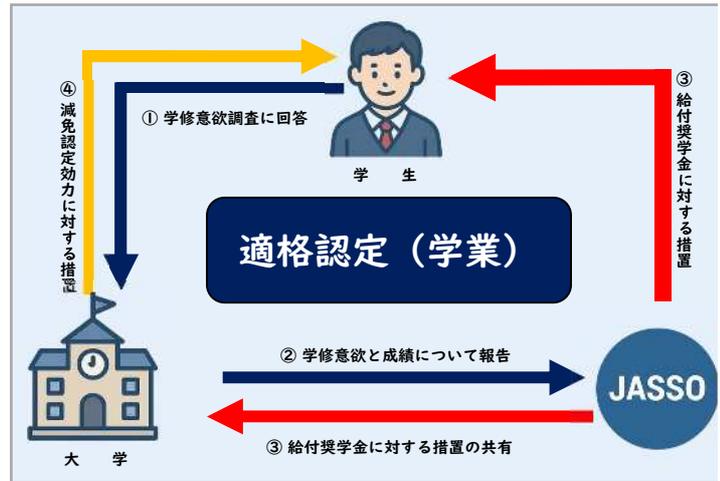


## 学 力 基 準

高等教育の修学支援制度による授業料等減免認定効力を継続させるためには、JASSOが年1回実施する適格認定（学業）で、国が定めた学力基準を満たしていなければなりません。多子世帯への授業料免除も高等教育の修学制度によるものであるため、適格認定（学業）の対象です。

### 適格認定（学業）

- ✓ 年度末に大学が学修状況を JASSO へ報告
- ✓ JASSO が報告を基に給付奨学金へ措置
- ✓ JASSO の措置を基に大学が減免認定効力へ措置
- ✓ 一部名称は違うが、措置内容は同じ（下表参照）



### 適格認定（学業）による措置

※2025年度の適格認定（学業）から修得単位数の基準が上がります！

給付奨学金に対する措置	減免認定効力に対する措置	学力基準
<b>警告</b> 給付奨学金は継続	<b>警告</b> 免除は継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修得単位数が標準単位数*<sup>1</sup>の7割以下</li> <li>・ GPAが所属する学部・学科等の下位1/4以下</li> <li>・ 学習意欲*<sup>2</sup>が低いと判断される のいずれかに該当</li> </ul>
<b>停止</b> * <sup>3</sup> 給付奨学金は4月から停止* <sup>4</sup>	<b>停止</b> * <sup>3</sup> 免除は4月から停止* <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2回連続で「警告」を受け、2回目の警告が、「GPAが所属する学部・学科等の下位1/4以下」のみ（3回連続の「警告」は「廃止」・「取消」）</li> </ul>
<b>廃止</b> * <sup>5</sup> 給付奨学金は打ち切り以降、本制度による支援は一切受けられない	<b>取消</b> * <sup>5</sup> 免除は打ち切り以降、本制度による支援は一切受けられない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修業年限内で卒業できないことが確定した（休学期間等を経ずに留年）</li> <li>・ 修得単位数が標準単位数の6割以下</li> <li>・ 連続して「警告」に該当した（「停止」の場合を除く）</li> <li>・ 学習意欲*<sup>2</sup>が著しく低いと判断される のいずれかに該当</li> </ul>

\*<sup>1</sup> 標準単位数＝卒業に必要な単位数÷修業年限×申込者の在学年数。  
 \*<sup>2</sup> 学習意欲の確認は学生へ毎年12月～2月頃に行います。必ず回答するようにしてください。  
 \*<sup>3</sup> 学力基準とは別に、家計基準で停止となる場合もあります。  
 \*<sup>4</sup> 次回の適格認定（学業）で上記3つのどれにもあてはまらなければ再開します。  
 \*<sup>5</sup> 学業成績が著しく不良の場合は、支給した給付奨学金と免除した授業料の返還を求める場合があります。